







4 ドローンを活用した上空からの情報収集訓練



二度と大規模火災を起こさないために

林野火災実動訓練

市民の森付近で林野火災が発生し、強風により延焼が拡大する状況を想定した林野火災実動訓練を実施しました。

消防本部、消防団、市職員の約80人が参加し、三者が連携して行う林野火災想定訓練は今回が初めてです。

今年度新たに導入した「水幕（すいまく）ホース」1を活用した延焼防止活動のほか、警防本部2や、災害対策本部3では、ドローン4などから得られた情報をリアルタイムで収集。

災害情報を視覚的に分かりやすく整理・共有するとともに、防災ヘリや自衛隊への応援要請など、火災発生時の対応手順を確認しました。





1 ホース全体に設けられた噴射口から水を放水し、水のカーテン（水幕）を形成。火災現場での延焼防止や熱気・煙の遮断に活用

林野火災注意報・警報をご存じですか？

今治市では、**令和8年1月1日から**林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。令和7年3月23日に発生した「令和7年今治市林野火災」の教訓を生かし、もう二度と大規模火災を起こさないという強い決意で火災予防に取り組みます。



林野火災注意報

<発令基準>

①乾燥注意報が発表されていること
②前後12日間の平均降水量が3ミリ以下

火の使用制限…努力義務

林野火災警報

<発令基準>

林野火災注意報の発令基準である①及び②の状態が
4日以上連続する場合

火の使用制限…義務

■火の使用制限とは

火入れ、火遊び、たき火、煙火（花火）などが禁止になります。指定された区域の確認は消防本部のホームページで確認ください。

ホームページ

■林野火災注意報・警報発令中「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報発令中は、罰則を伴わない「努力義務」です。一方、林野火災警報発令中は、「火の使用の制限」に違反した者に対して、**30万円以下の罰金または拘留に処する**ことが消防法で定められています。

周知方法について

■林野火災注意報発令時…消防車両
■林野火災 警 報 発令時…防災行政無線、今治市公式SNS、消防車両

■**問合先** 消防本部　予防課　TEL 0898-32-6666㈹